

## 広島市防災会議地震被害想定調査検討部会設置要綱

### （目的）

第1条 広島市が実施する地震被害想定に対し、専門的な知見から調査・審議を行い、本市の防災対策の充実強化を図るため、広島市防災会議条例（昭和38年広島市条例第7号）第6条第1項の規定に基づき、広島市防災会議に地震被害想定調査検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 部会は、次の事項について、調査・審議を行う。

- (1) 広島市における地震被害想定に関すること。
- (2) 調査の進め方、実施体制等に関すること。
- (3) 調査結果のとりまとめ、公表等のあり方に関すること。
- (4) その他調査の実施に必要なこと。

### （部会の構成）

第3条 部会の委員は、広島市防災会議の委員又は専門委員から市長が指名する。  
2 部会には部会長を置き、市長の指名する委員がこれに当たる。  
3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

### （部会の運営等）

第4条 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。  
2 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、委員の互選により、その職務を代理する者を選任する。

### （事務局）

第5条 部会の事務局は、広島市危機管理室危機管理課とする。

### （解散）

第6条 部会は設置目的を達したときに解散する。

### （その他）

第7条 その他部会について必要な事項は、委員の間で協議して定める。ただし、軽微な事項については部会長が処理することを妨げない。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。